

厚木基地に起因する市民負担の解消や 基地周辺対策等の拡充などを要請

■大和市基地対策協議会が 要請活動を実施

市民、議会、行政の代表者で組織される大和市基地対策協議会（会長：古谷田力市長）は、8月5日、防衛省、外務省、総務省、駐日米国大使館を訪問し、「令和8年度厚木基地の早期返還と基地対策の抜本的改善に関する要望書」を提出。厚木基地に起因する諸問題の解決と市民負担の解消に向け、航空機の騒音・安全対策や基地施設の安全対策の徹底、住宅防音工事助成事業、防衛関連の補助金・交付金、建築物等

の高さ制限に伴う新たな施策の創設などを要望しました。

■各出席者の回答・発言

防衛省の吉田真次政務官は、「基地を抱える自治体の皆様がさまざまな負担や懸念を抱えているということは十分に認識している。引き続き大和市と緊密に意思疎通を図りながら、一つひとつの課題に丁寧に対応してまいりたい」と回答しました。

外務省の英利アルフィヤ政務官は、「騒音の影響を最小限にとどめるよう、



また、航空機の安全対策の徹底について最大限配慮するよう、引き続き米国に対し、強く求めていく」などと回答しました。

総務省の向山淳政務官は、「基地交付金については、財源の総額を確保していくことが大前提と考えている。防衛省ともしっかりと協議をしつつ、要望に応えられるよう力を尽くしてまいりたい」と回答しました。

米国大使館のマルコム・ホワイトヘッド安全保障政策担当書記官は、「今回いただいた要望事項に関しては、在日米軍および国務省、国防総省へ確実に報告する。地域との良好なつながりや関係性を、今後も継続・強化していくことが不可欠であると考えている」と述べました。

同協議会は、今後も厚木基地に起因する諸問題の解決に取り組むとともに、市民の負担解消と多大な負担に見合った国の補助・支援などを求めています。

問 市役所基地政策課基地政策係
(260)5310 FAX(261)4592

大和市エンジョイ スポーツ

走り方教室を開催

元オリンピック選手の渋谷陽子氏を招き、走り方教室を開催。前半は特別レッスン、後半は短距離・長距離走はもちろんハードルや走高跳など複数の陸上種目から選択して体験できます。

とき▼11月14日（土）午後2時～4時
ところ▼大和なでしこ三機スタジアム（大和スポーツセンター競技場）

対象▼市内在住・在学の小・中学生
定員▼先着100人

持ち物▼動きやすい服装

申し込み▼10月1日（木）午前9時～30日（金）午後5時に、電話でスポーツ×ライフ課へ。市LINE公式アカウントも可。

※スポーツ振興くじ（otto）の助成を受けて開催する事業です。



渋谷陽子氏



問 三機MIRAスポーツセンター
大和内スポーツ×ライフ課スポーツのまち推進係
(260)5763 FAX(262)9514

インターネットの通信販売での紛らわしいホームページにご注意を

消費生活センターに通信販売に関するトラブルの相談が多く寄せられます。近年、ダークパターンと呼ばれる、消費者をあえて惑わせ特定の意思決定に誘導する表示やデザインが問題となっています。スマートフォンで通信販売を利用する場合、画面が小さく表示情報が限られるため、より惑わされやすくなります。一層の注意をしましょう。

パターン1 隠れ定期購入、不当参照価格

【特徴】
・定期購入であることが分かりにくい
・虚偽の参照価格からの大幅な値下げを強調

特別キャンペーン

通常税込価格 11,000円
↓
2,980円 いまなら
↓
クーポン贈呈
1000円割引
↓
特別価格(税込) 1,000円OFF
1,980円 82% OFF
初回限定価格 いますぐ試す

【惑わされた結果】
定期購入と気づかないまま2回目が届き、高額な請求を受ける

パターン2 キャンセル困難

【特徴】
・商品の購入や会員登録に比べ、解約・退会の手続きが煩雑
・解約や退会しようとするため、メルマガやほかのプランを表示して引き留めようとする



【惑わされた結果】
手続きが煩わしくなり、あきらめて契約し続けてしまう

パターン3 カウントダウンタイマー、限定

【特徴】
・期限や終了時間をカウントダウン形式で表示
・期間限定、残数、人気である旨を過剰に表示



【惑わされた結果】
「今すぐ購入しないと」と焦らされ、十分な検討をせずに契約してしまう

パターン4 No.1表示／高満足度

【特徴】
・ランキング1位の表示や・高い満足度の表示
・ただし書きとして「ブランドのイメージ調査による」という表示をしているが、そのただし書きは、文字が小さく目立たない



【惑わされた結果】
実際の使用感など商品の性能の調査結果だと誤った認識のもと商品を購入してしまう

大和市消費生活センターで受けた相談のうち、「通信販売」をキーワードとする件数は、令和5年度は569件、同6年度は538件、同7年度は658件と、高止まりしています。

■トラブルを避けるため、利用時は以下の点をよく確認しましょう

- 商品の購入回数や契約の継続期間
- 支払い金額
- 解約条件や解約方法
- 利用規約
- 最終確認画面のスクリーンショットを撮る。

消費生活センターにご相談ください

悪質商法や事業者との取引引き、契約に関するトラブルは、専門的な知識を持つ消費生活相談員が助言します。

市消費生活センター ☎(260)5120（月～金曜日午前9時30分～正午・午後1時～4時（祝日を除く））

問 市役所市民相談課市民相談係 ☎(260)5129 FAX(260)5177